

◎議 事 日 程（第 1 号）

平成21年 5 月 29 日（金曜日） 午前10時00分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 会期の決定について
日程第 3 市長招集あいさつ
日程第 4 議案第44号 愛西市職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第 5 議案第45号 愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
日程第 6 議案第46号 愛西市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
日程第 7 議案第47号 愛西市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について
日程第 8 議案第48号 高規格救急自動車購入契約の締結について
日程第 9 委員会付託の省略について
日程第10 議案第44号 愛西市職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第11 議案第45号 愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
日程第12 議案第46号 愛西市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
日程第13 議案第47号 愛西市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について
日程第14 議案第48号 高規格救急自動車購入契約の締結について
-

◎本日の会議に付した事件

- 日程第 1 から日程第14までの各事件
追加日程第 1 議長の辞職許可について
追加日程第 2 選挙第 4 号 議長の選挙について
追加日程第 3 副議長の辞職許可について
追加日程第 4 選挙第 5 号 副議長の選挙について
-

◎出 席 議 員（30名）

1 番	大 島 一 郎 君	2 番	前 田 芙 美 子 君
3 番	鷺 野 聰 明 君	4 番	三 輪 久 之 君
5 番	日 永 貴 章 君	6 番	吉 川 三 津 子 君
7 番	榎 本 雅 夫 君	8 番	岩 間 泰 彦 君
9 番	田 中 秀 彦 君	10 番	村 上 守 国 君

11番	真野和久君	12番	鬼頭勝治君
13番	八木一君	14番	近藤健一君
15番	小沢照子君	16番	後藤和巳君
17番	堀田清君	18番	加藤和之君
19番	古江寛昭君	20番	大島功君
21番	大宮吉満君	22番	永井千年君
23番	黒田国昭君	24番	中村文子君
25番	加藤敏彦君	26番	加賀博君
27番	宮本和子君	28番	佐藤勇君
29番	太田芳郎君	30番	柴田義継君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市長	八木忠男君	副市長	山田信行君
総務部長	水谷洋治君	消防長	水野仁司君

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	服部秀三	議事課長	伊藤浩幹
書記	田尾武広		

午前10時00分 開会

○議長（加賀 博君）

御案内の定刻になりました。

ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、ただいまから平成21年第4回愛西市議会臨時会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・会議録署名議員の指名について

○議長（加賀 博君）

日程第1・会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において、14番・近藤健一議員、15番・小沢照子議員の御兩名を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・会期の決定について

○議長（加賀 博君）

次に、日程第2・会期の決定についてを議題といたします。

本臨時会の会期等につきましては、5月18日に議会運営委員会が開催され、日程等を協議いただきましたので、その結果を議会運営委員長より報告していただきます。

○議会運営委員長（太田芳郎君）

議会運営委員会の報告をいたします。

議会運営委員会は、去る5月18日に委員の方々と正・副議長にも御出席をいただきまして、臨時会の日程について御協議をいただきました結果、会期は本日1日限りと決定いたしました。よろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

○議長（加賀 博君）

本臨時会の会期につきましては、ただいま議会運営委員長の報告のとおり、本日1日限りといたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・市長招集あいさつ

○議長（加賀 博君）

次に、日程第3・市長招集あいさつを議題といたします。

○市長（八木忠男君）

おはようございます。

本日、平成21年第4回愛西市議会臨時会をお願い申し上げましたところ、議員各位におかれ

ましては、6月定例会を間近に控え、御無理を申し上げました。そんな中、御出席をいただきありがとうございます。

本臨時会に提案をしております5議案のうち4議案につきましては、人事院が昨今の経済情勢等を踏まえまして、民間企業の春季賃金改定において夏のボーナスが大幅に減少をするということをかんがみまして、4月に約2,700社を対象に特別調査が実施をされました。その結果、前年より大きく減少することがわかれたことから、5月に出されました人事院の国会及び内閣に対する給与改定に関する勧告に沿って、職員の期末・勤勉手当、議員及び常勤特別職の期末手当の支給月数を暫定的に引き下げるよう指導がございました。支給基準日が6月1日ありますので、市民感情等を考慮し、速やかに対応するため、お願いを申し上げるものであります。

続きまして、高規格救急自動車購入契約の締結につきましては、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、入札結果を踏まえてお願いをするものであります。

以上、本議会にお願いを申し上げます内容、それぞれ慎重に審議をいただき、御決定いただきますようお願いを申し上げ、招集のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

**○議長（加賀 博君）**

なお、私ごとで恐縮でございますが、昨年5月1日、皆さんの推薦を得て議長職につかせていただきましたが、任期が申し合わせにより1年ということで、ただいま副議長あてに事務局を通して辞職願を出させていただきましたので、よろしくお取り計らいのほど、お願いいたします。

〔議長・議長席を退席〕

**○議会事務局長（服部秀三君）**

ただいま議長よりの発言がございましたように、議長職辞職の意思表示がございました。

議事進行のため副議長に議長席へ着いていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

〔副議長・議長席に着席〕

**○副議長（日永貴章君）**

ただいまお聞きのとおり、加賀議長から辞職願が提出されましたので、かわって務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

加賀博議員から辞職願が提出されました。

お諮りいたします。議長の辞職許可につきましては、議会運営委員会への付託を省略し、直ちに日程に追加し、議題としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長の辞職許可の件を日程に追加し、追加日程第1として議題といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎追加日程第1・議長の辞職許可について

○副議長（日永貴章君）

地方自治法第117条の規定により加賀博議長の退場を求めます。

〔議長・加賀博議員 退場〕

それでは、事務局長に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（服部秀三君）

辞職願。私は、愛西市議会申し合わせにより議長を辞職したいので、許可くださるようお願いいたします。平成21年5月29日、愛西市議会副議長様。愛西市議会議長・加賀博。

以上です。

○副議長（日永貴章君）

辞職願は、ただいま事務局長朗読のとおりであります。

お諮りいたします。加賀博議員の議長の辞任を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」の声あり〕

御異議がありますので、起立により採決いたします。

加賀博議員の議長の辞職を許可することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、加賀博議員の議長の辞職を許可することに決定いたしました。加賀博議員の退場を解きます。

〔26番・加賀博議員 入場〕

加賀博議員にお伝えいたします。

ただいまの議長職辞職の件につきましては、許可することに決定いたしました。

ここで、加賀博議員よりごあいさつがあります。

○26番（加賀 博君）

一言ごあいさつを申し上げます。

昨年の5月1日に皆さん方の多数の方に御推薦をいただきまして、皆さん方の協力により、1年間、議長職を務めさせていただきました。皆さん方の協力に感謝を申し上げ、お礼の言葉とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○副議長（日永貴章君）

ただいま議長が欠員になりました。

お諮りいたします。議長の選挙につきましては、議会運営委員会への付託を省略し、直ちに日程に追加し、選挙を行いたいと思っております。これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長選挙を日程に追加し、追加日程第2・選挙第4号として議長の選挙を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎追加日程第2・選挙第4号

○副議長（日永貴章君）

選挙の方法は、地方自治法第118条の規定により投票で行います。

これより選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は30名であります。

次に立会人を指名いたします。

会議規則第30条第2項の規定により、10番・村上守国議員と11番・真野和久議員の2名を開票立会人に指名いたします。

それでは投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

投票用紙の配付漏れはなしと認めます。

これより投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

投票用紙に被選挙人の氏名のみを記載の上、1番議員より順次投票願います。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

投票漏れはなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

開票を行いますので、先ほど立会人にお願ひしました2名の方は開票場所へお集まりください。

〔開票〕

それでは、選挙の結果を発表いたします。

投票総数30票、そのうち有効投票30票、無効ゼロ票。有効投票のうち、加賀博議員17票、永井千年議員4票、加藤和之議員3票、小沢照子議員2票、大島功議員2票、吉川三津子議員1票、村上守国議員1票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は8票であります。これは、有効投票総数を選挙すべき者の数で除して得た数の4分の1以上であります。よって、加賀博議員が当選されました。

ただいま議長に当選されました加賀博議員が議席におられますので、本席から会議規則第31

条第2項の規定により告知いたします。

加賀博議員より議長就任のごあいさつがあります。

○新議長（加賀 博君）

ただいまは、皆さん方の御推挙により再び議長職を務めさせていただくことになりました。微力ではございますが、皆さん方の御協力をいただきまして、重責を全うしていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○副議長（日永貴章君）

以上をもちまして私の職務はすべて終了いたしました。皆様方の御協力で議事が円滑に進行しましたことに感謝を申し上げます。

なお、議長の辞職に伴い、私も申し合わせにより、本日、副議長職を辞職させていただくよう辞職願を提出させていただきます。よろしくお願いいたします。

〔副議長・議長席を退席〕

○議会事務局長（服部秀三君）

ただいま議長に当選されました加賀博議員、議長席へよろしくお願いいたします。

〔新議長・議長席に着席〕

○議長（加賀 博君）

日永貴章副議長から辞職願が提出されました。

お諮りいたします。副議長の辞職許可につきましては議会運営委員会への付託を省略し、直ちに日程に追加し、議題としたいと思います。これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって副議長の辞職許可の件を日程に追加し、追加日程第3として議題といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎追加日程第3・副議長の辞職許可について

○議長（加賀 博君）

地方自治法第117条の規定により日永貴章副議長の退場を求めます。

〔副議長・日永貴章議員 退場〕

それでは、事務局長に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（服部秀三君）

辞職願。私は、愛西市議会申し合わせにより副議長を辞職したいので、許可くださるようお願いいたします。平成21年5月29日、愛西市議会議長様。愛西市議会副議長・日永貴章。

以上です。

○議長（加賀 博君）

辞職願は、ただいま事務局長朗読のとおりであります。

お諮りいたします。日永貴章議員の副議長の辞任を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」の声あり〕

御異議がありますので、起立により採決いたします。

日永貴章議員の副議長の辞職を許可することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、日永貴章議員の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

日永貴章議員の退場を解きます。

〔5番・日永貴章議員 入場〕

日永貴章議員にお伝えいたします。

ただいまの副議長職辞職の件につきましては、許可することに決定いたしました。

ここで、日永貴章議員よりごあいさつがあります。

○5番（日永貴章君）

一言ごあいさつ申し上げさせていただきます。

昨年の5月1日より、皆様方の御協力によりまして副議長として務めさせていただきました。本当にありがとうございました。今後も一層議員として頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上であいさつにかえさせていただきます。

○議長（加賀 博君）

ただいま副議長が欠員になりました。

お諮りいたします。副議長の選挙につきましては、議会運営委員会への付託を省略し、直ちに日程に追加し、選挙を行いたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、副議長選挙を日程に追加し、追加日程第4・選挙第5号として副議長の選挙を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎追加日程第4・選挙第5号

○議長（加賀 博君）

選挙の方法は、地方自治法第118条の規定により投票で行います。

これより選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は30名であります。

次に立会人を指名いたします。

会議規則第30条第2項の規定により、12番・鬼頭勝治議員と13番・八木一議員の2名を開票立会人に指名いたします。

それでは投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔発言する者なし〕

投票用紙の配付漏れはなしと認めます。

これより投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

投票用紙に被選挙人の氏名のみを記載の上、1番議員より順次投票をお願いいたします。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

投票漏れはなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

開票を行いますので、先ほど立会人をお願いしました2名の方は開票場所の方へお集まり願います。

〔開票〕

選挙の結果を発表いたします。

投票総数30票、そのうち有効投票27票、無効3票です。有効投票のうち、日永貴章議員13票、後藤和巳議員7票、真野和久議員4票、榎本雅夫議員2票、吉川三津子議員1票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は8票であります。これは、有効投票総数を選挙すべき者の数で除して得た数の4分の1以上であります。よって、日永議員が当選されました。

ただいま副議長に当選されました日永貴章議員が議席におられますので、本席から会議規則第31条の第2項の規定により告知いたします。

これより日永議員より副議長就任のごあいさつがあります。

#### ○新副議長（日永貴章君）

ただいまは副議長に御推挙いただきまして、本当にありがとうございました。浅学非才ではございますが、皆様方の御指導をいただきながら、議長の補佐としての職責を全うできるよう努めさせていただきますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

#### ○議長（加賀博君）

ここで議事整理のため、暫時休憩といたします。

午前10時38分 休憩

午前10時50分 再開

#### ○議長（加賀博君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・議案第44号（提案説明・質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第4・議案第44号：愛西市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（水谷洋治君）

上程となりました議案第44号について、提案並びに説明申し上げます。

愛西市職員の給与に関する条例の一部改正について。

愛西市職員の給与に関する条例（平成17年愛西市条例第45号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名であります。

提案理由といたしまして、平成21年5月1日に出された人事院の国会及び内閣に対する給与改定に関する勧告にかんがみ、職員の同年6月に支給する期末・勤勉手当の支給月数を暫定的に引き下げることに伴い、改正する必要があるからでございます。

はねていただきまして、愛西市条例第20号：愛西市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

愛西市職員の給与に関する条例（平成17年愛西市条例第45号）の一部を次のように改正するというので、恐れ入りますけれども、議案第44号の資料2の方をお願いしたいと存じます。

今回特例措置といたしまして、さきに申し上げましたように、人事院勧告を踏まえまして、この6月の期末手当の支給月数を暫定的に引き下げるものでございまして、一般職員の場合は、期末手当が1.40月を1.25月に、勤勉手当が0.75月を0.70月ということで、合わせまして2.15月を1.95月に0.20月減額をするものでございます。

次に、再任用職員の関係でございますけれども、期末手当につきましては0.75月を0.70月に、マイナスの0.05月でございます。勤勉手当につきましては0.35月を0.30月に、マイナスの0.05月減額でございます。あわせまして、6月といたしましては1.10月を1.00月に、0.1月分減額するものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するということでございます。

以上で説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（加賀 博君）

次に、議案第44号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔挙手する者あり〕

22番・永井千年議員。

○22番（永井千年君）

まず最初に、今回の人事院勧告は4月6日に特別調査を決定して、5月1日、1ヵ月もたたないうちに勧告が行われて、5月の8日に給与関係閣僚会議が決定されて、給与法が5月の15日に提出をされていると。現在、まだ審議中だと思いますが、こういうふうな経過、一つは非

常に時間がないやり方で進めてきているというやり方と、それから人事院の勧告はいつも8月に行われているわけですが、当然8月に行われた勧告に基づいて年末のときにいろいろ調整をされるというのが今までのやり方で、それをあえて今この時期にこういうやり方で臨時的な勧告をするということについてどのように思っているのか。何もそのまま従わなくてもいいというふうに思いますが、こういう進め方についてどう思っているか。それから、国会審議の現状についても、つかんでみえれば報告をいただきたいと。

それから、この間、国会で審議をされる前にそれぞれ総務省から県を通じて、いろいろ指導があるというふうに思いますが、僕は、そういうものがまだ正式決定していないのにもかかわらず、どんどんおりてくるというやり方についても非常に疑問を持っています。こういう点について、まずどのように考えて今回の提案に至ったのか、教えていただきたいというふうに思います。

それから影響額の問題ですが、資料を提出していただきました。一般職員で合計3,825万5,000円という非常に大きな影響があるわけでありますが、一つはこの影響、今回の措置によって正職員だけにとどまるわけではないというふうに思います。当然、この地域で、特に愛西市のような大企業が少ないところについては、関連の職場や中小企業に対する影響も非常に大きい。そもそも臨時職員について、どのような措置をするのか。臨時職員は上げたばかりであります。それでも私たちは少なくとも1,000円以上に上げてもらう必要があると思えますが、その点でもどういうふうな措置をとられようとしているのか。ちょっと幅広く影響額について御説明をいただきたいというふうに思います。以上です。

○総務部長（水谷洋治君）

まず最初に、人事院勧告に従わなくてもいいんじゃないかというようなお話でございますけれど、私どもといたしましては、このような夏のボーナスの関係については、4月末に行われました県下の人事担当課長会議におきまして、国の方の情報を県の職員から情報提供をいただきました。その席におきまして、昨今の経済情勢からして、人事院としては今議員が申されたように調査を行うというようなことで調査がされて、その結果が前年より大きく減少をしている状況でございます。そういうような中で、市長の招集あいさつでも申し上げられましたように、市民感情から当然考慮しなければならないというのが、我々行政としての一番大切な問題であるということも、その担当課長会議の中でも十分話されたわけございまして、その6月1日の基準日に間に合わせるような指導をいただきましたので、今回このような提案に至ったわけでございます。

それで、なぜ12月にというようなことでございませうけれども、そのときに私どもが伺っておる限りでは、いずれにいたしましても、先ほども言いましたように夏のボーナスは大きく減少するというようなことで、民間と公務員との関係で格差があるということは好ましいことではございませんので、できる限り民間に反映することが望ましいということと、なぜ今回暫定で、12月の通常の人事院勧告のときに従えばというような御質問だと思っておりますけれども、今の予想がされている中で1年分を精算をするということになりますと大きな減額となること

からかんがみまして、6月に何らかの調整措置を講ずることが適当であると。そういうような中におきましても、まだまだその調査の時点では、夏のボーナスの全体把握ができていないというようなことも踏まえまして、暫定的に今回減額をお願いするものでございます。

それから、国の方からのおりてくる関係でございますけれど、これにつきましては、私どもの一般職員の給与等に関する法律等の一部を改正する法律案の概要ということで総務省の方から資料等もいただいておりますので、この資料に沿った形で今回提案をさせていただいております。

それから、臨時職員の関係についてもお尋ねでございますけれど、議員が申されましたように、臨時職員の賃金の関係でございますけど、今後どのようなこととございますけれど、議員も御存じのようにまだ上げたばかりでございますし、近隣の市町等を比較してみましても上位の状況ではないというような中で、しばらくはこの推移的なものを見守って今後検討をしてみたいと、このように考える次第でございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○22番（永井千年君）

先ほど、市長の冒頭あいさつの中でも2,700社という調査対象について触れられておりましたけれども、そのうち2,017社が回答で、その中で、いわゆる春闘で先行して妥結した大企業を中心としたのは340社なんですね。比率からいったら13.5%ぐらいで、問題なのは、今春闘の最中で、大きいところから決まって、日本のやり方でいうと、だんだん中小企業が決まっていくという状況の中で、一部大企業で先行して妥結した340社だけを平均して出しているということについても、やり方がやはり異常ではないかというふうに思いますが、その点の説明はあったんでしょうか。

○総務部長（水谷洋治君）

今の調査の関係でございますけれど、4月7日から24日まで2,700社を対象に行われたということでございまして、これにつきましては、職種別の民間企業実態調査の対象企業ということで、全国の企業規模が50人以上かつ事業所規模が50人以上の企業から抽出がされたということでございまして、私どもが説明を受けた中では、調査の完了率というのは75.6%であると。今、議員が申されましたように、ボーナスの一時金の決定済み企業というのは340社ということで、企業割合としては13.5%でございます。それで、調査時点で全体の8割の従業員のボーナスがまだ未決定であることと、最終的には業種別によってもばらつきがあるわけでございます。そういうようなことからいって、調査対象の企業従業員のベースで見た率というのが13.2%であるということから、今回、支給月数等を掛け合わせまして出てきたというのが、このような率でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（加賀 博君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

6番・吉川三津子議員。

○6番（吉川三津子君）

公務員の給与ということで、いろいろ資料等も今回きっかけで調べさせていただいて、資料の中でも、愛西市もホームページに公開をされているんですけども、給与という比較と給料という比較があって、今、民間のものとも比較しているんですけども、それが混在しているなということを今感じています。そういった中で、今回減額をされるわけなんですけれども、愛西市として何らかの民間との比較調査をされているのかということをお聞きしたいと思います。

それから、今回総額約4,000万を越す減額になるわけなんですけれども、これの用途についてどうなってくるのかということをお聞きしたいと思います。

それから2番目といたしまして、今愛西市でもこの期末手当を決めるに当たって、期末手当と勤勉手当で決められます。それからプラスアルファ、等級によって加算があるかと思うんですけども、これを考えると、私は若い方たちの減額率が大きくなって役職のある方の減額率というのが少ないという現象が出てくるんじゃないかと思うんですけども、その点について具体的に月数にするとどうなるのか、お聞かせいただきたいと思います。

それから、今、少子化対策で結婚しない若者の問題がありますが、そういったことを考えて愛西市の職員になって5年ぐらいの方々の年収が幾らぐらいになっているのかというのは、大変社会的に与える影響が大きいと思いますが、これの改正前、改正後で大体わかればお聞かせいただきたいと思います。

○総務部長（水谷洋治君）

それでは、愛西市として民間との比較調査をしたかというようなお尋ねかと思えますけれど、愛西市といたしましてはこのような調査というのはしておりません。今日まで人事院勧告に沿った形で進めさせていただいておりますので、愛西市独自の調査というのはしていないというのが現状でございます。

それから、今回の減額の要素でございますけれど、4,000万強というわけでございますけれど、これにつきまして人事院勧告にほとんどの自治体がこのような形で沿っておるわけでございます。そういうような中で、要素というか、今回についてはやはり経済がこのように冷えている中での給料でございますので、本当に残念な言い方かもしれませんが、やむを得ない、またいただけるだけありがたいかなというのが私の思っておるところでございます。

それから、入って5年ぐらいの年収ということでございますけれど、ちょっとその額までは把握していないわけございまして、今回の私どもの中でちょっとはじいてみましたけれど、30歳で扶養親族がない場合でいきますと、実質的な額で8万6,000円ほど今回のボーナスでは減額になるという計算を持っております。

以上です。よろしく申し上げます。

○6番（吉川三津子君）

今まで、愛西市の方は人事院勧告が出ればそれに従ってきたということだろうと思うんですけども、私としては今いろんな数字を見た場合、本当に愛西市がそれを適用していいのかと

どうか、分析をきちっとして決めなければいけないなということを今感じています。

それから先ほど、まだ未婚の方々が幾らぐらいの年収があるかということをお聞きして、今お答えがないということは、やはりそういった少子化対策とか、そういったことへの配慮が欠けたままこういったことが決められていっているのではないかなということを危惧いたしました。これからこういった経済状況の中、こういった場面というのはあると思いますので、ただ人事院の勧告をうのみにするのではなくって、今出てきているデータがこういった意味を持っているのかの分析と、この少子化対策等も考えて、ワーキングプアの問題とかいろいろありますので、やっぱり最低限のラインをきちんと確保した給与体制をつくっていく必要があると思いますので、その点はまた議論を十分した上でこういった決定はしていただきたいということで要望させていただきます。

○議長（加賀 博君）

他にございませんか。

〔発言する者なし〕

質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第5・議案第45号（提案説明・質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第5・議案第45号：愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（水谷洋治君）

上程となりました議案第45号について、提案並びに御説明申し上げます。

愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について。

愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成17年愛西市条例第39号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名であります。

提案理由といたしましては、これも44号と同様でございますけれども、平成21年5月1日に出された人事院の国会及び内閣に対する給与改定に関する勧告にかんがみ、議会の議員の同年6月に支給する期末手当の支給月数を暫定的に引き下げることに伴い、改正する必要があるからであります。

はねていただきまして、愛西市条例第21号：愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例。

愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成17年愛西市条例第39号）の一部を次のように改正するというごさいまして、再度はねていただきまして、議案第44号の2の資料の一番下段のところをお願いいたします。

今回、議会議員さんの関係につきましては、6月に支給されます期末手当を1.60月を1.45月、

△の0.15月を減額するものでございます。

附則といたしましては、この条例は公布の日から施行するということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（加賀 博君）

次に、議案第45号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔挙手する者あり〕

22番・永井千年議員。

○22番（永井千年君）

先ほどの議論を踏まえてであります。0.15ということで、加算がありますので、加算を加えても一般職員のように0.20にはなりませんよね、議員の場合ですが。この金額の決定が、一般職員に準じてというならば当然0.2というふうになると思いますが、そうならず0.15、掛ける1.2でも0.18というふうな数字を今回提案されてきている、この理由というのは何かあるんでしょうか。

○総務部長（水谷洋治君）

この間につきましては、職員の給与と一緒に、総務省の方からいただいた資料によりまして、内閣総理大臣等特別職の国家公務員の平成21年6月の期末手当につきましては0.15月引き下げると、そういうような資料に基づきまして暫定的に今回0.15月ということ引用させていただいているところでございます。よろしく申し上げます。

○22番（永井千年君）

その際に私が聞きましたのは、いわゆる加算分ですね。20%加算ということですが、実際には0.15じゃなくて0.18とかという数字になると思いますが、そのことを聞いています。それは、条例上は加算については100分の45の範囲内でもって決めるということしか書いてありませんので、それを今までずっと2割加算ということやってきたと思いますが、この加算の問題についてはどのように考えたらいいのでしょうか。

○総務部長（水谷洋治君）

今回総務省からいただいております資料の中におきましては、加算のところについては触れられておりませんので、今回、そのようなことは改正をお願いしなかったということで御理解いただきたいと思います。

○議長（加賀 博君）

他に質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

6番・吉川三津子議員。

○6番（吉川三津子君）

議員の期末手当につきましては、さきの議会の中でも質問させていただきました。先ほど永井議員からもお話がありましたが、市長の判断で加算率というのが判断できるようになってい

るわけです。今回人事院の方からこのような勧告がありまして、市長として加算分についてどうするかということをお考えになったのか、その結果なのかということをお聞きしたいと思います。

○市長（八木忠男君）

上がる時も下がる時もあるわけでありまして、今回は下がるということでありまして。そんなことで御指摘いただきました点につきましては、先ほど総務部長が申しあげましたとおり、国の考え方に準じて判断をしております。

○6番（吉川三津子君）

市長としてこれを吟味されたのかと、その部分については手を入れる必要がないという判断をされたのか、その辺のところの市長のお考えをお聞きしております。それから、あとほかの自治体につきましても、この議員の期末手当につきましてもいろいろ数値も違ってまいりますので、その点についても研究等をされての今回の提案なのかということをお聞きしたいと思います。

○市長（八木忠男君）

申しあげましたとおりでありまして、判断としては国の考え方に沿って自分も判断をさせていただいたということでございます。

○議長（加賀 博君）

他に質疑ございませんか。

[発言する者なし]

他に質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・議案第46号（提案説明・質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第6・議案第46号：愛西市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（水谷洋治君）

上程となりました議案第46号について、提案並びに説明をさせていただきます。

愛西市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について。

愛西市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成17年愛西市条例第42号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名であります。

提案理由といたしまして、これについても同様でございますけれども、平成21年5月1日に出された人事院の国会及び内閣に対する給与改定に関する勧告にかんがみ、特別職の職員の同年6月に支給する期末手当の支給月数を暫定的に引き下げることに伴い、改正する必要があるからであります。

はねていただきまして、愛西市条例第22号：愛西市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅

費に関する条例の一部を改正する条例。

愛西市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例（平成17年愛西市条例第42号）の一部を次のように改正するというごことばございまして、これにつきましても先ほどと同様、議案第44号の資料2の一番下段のところをお願いいたします。

今回の46号につきましては、市長、副市長でございまして、期末手当の月数を1.60月を1.45月にマイナス0.15月減額するものでございまして。

附則としまして、この条例は公布の日から施行する。

以上でございまして。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（加賀 博君）

次に、議案第46号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第7・議案第47号（提案説明・質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第7・議案第47号：愛西市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（水谷洋治君）

上程となりました議案第47号について、提案並びに御説明申し上げます。

愛西市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について。

愛西市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成17年愛西市条例第44号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名であります。

提案理由といたしましても、これもまた同様でございますが、平成21年5月1日に出された人事院の国会及び内閣に対する給与改定に関する勧告にかんがみ、教育長の同年6月に支給する期末手当の支給月数を暫定的に引き下げることに伴い、改正する必要があるからでございます。

おめくりをいただきまして、愛西市条例第23号：愛西市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例。

愛西市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成17年愛西市条例第44号）の一部を次のように改正するというごことば、これもまた同様に議案第44号の資料の2、一番下段をお願いいたします。47号につきましても教育長でございまして、期末手当の月数を1.60月を1.45月に減額の0.15月とするものでございまして。

附則といたしましては、この条例は公布の日から施行する。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（加賀 博君）

次に、議案第47号について質疑を行います  
質疑のある方はどうぞ。

〔挙手する者あり〕

9番・田中秀彦議員。

○9番（田中秀彦君）

この47号議案は教育長の給与の問題なんですけど、きょうお見えにならないわけなんですけど、これは公務か何かで欠席なさっておるのかとお聞きしたいということです。

○総務部長（水谷洋治君）

教育長は本日御無礼をいたしておりますけれど、本日、定例の教育委員会を行っております、たまたま日にちが合いません、そちらの方へ出ておる関係で御無礼をいたしております。お許しがいただきたいと存じます。

○9番（田中秀彦君）

御本人の条例改正でございますから、事前にそういう事情は話をさせていただくのが普通じゃないかなと思いますので、そういう点よろしくお願ひしたいと思います。

○総務部長（水谷洋治君）

今後このようなことのないよう、きちんと届け出等させていただきますので、本日はお許しいただきたいと存じます。

○議長（加賀 博君）

他にございませんか。

〔挙手する者あり〕

22番・永井千年議員。

○22番（永井千年君）

今、田中さんが質問されたことを私も聞こうと思っていましたが、つまり教育長が病欠かなと思ってたんですけど、きょう教育委員会ということで、そうした場合にかわる人、教育委員会の関係の方がどなたも出られないということではないと思いますが、その辺は配慮はされなかったんでしょうか。

それぞれ教育委員会は独自の行政委員会でありますので、その辺はきちっと、やはり議会に対して説明責任を果たす人を参加させる必要があると思いますが、その点は議長にも聞きたいんですけど、こういう委員会の場合なんかはどうあるべきかということについて、原則的な考え方をきちっとはっきりさせた方がいいと思いますが、いかがでしょうか。

○副市長（山田信行君）

本日の説明職員の出席に当たりまして、不手際があったことはお許しをいただきたいと思ひます。

通常の定例会であれば、すべての特別職、部長級の職員を出席させておりますが、臨時会におきましては、提案をいたしております議案に係る職員を説明職員として出席の要望を

議長さんにお出しをしております。本日は教育長につきまして、そういった公務が重なってしまいましたことでもありますし、教育長の事案とはいえ、これは期末手当に限っての考え方だと思っておりましたので、こういった事態が生じました。今後については、本日のことをよき例といたしまして、こういったことのないように注意いたしてまいります。

○議長（加賀 博君）

他に質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第 8 ・ 議案第 48 号（提案説明・質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第 8 ・ 議案第 48 号：高規格救急自動車購入契約の締結についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○消防長（水野仁司君）

それでは、議案第 48 号について御説明を申し上げます。

議案第 48 号：高規格救急自動車購入契約の締結について。

下記のとおり高規格救急自動車購入契約を締結したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び愛西市議会の議決に付するべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年愛西市条例第 49 号）第 3 条の規定により、議会の同意を求めるところでございます。本日の提出、市長名でございます。

記といたしまして、1. 契約の目的、高規格救急自動車購入契約。2. 契約の方法であります。3. 契約金額 2,509 万 5,000 円。4. 契約の相手方として、愛西市諸桑町郷城 338 番地、愛知トヨタ自動車株式会社 津島営業所 所長 河野輝男。5. 納入期限であります。平成 21 年 11 月 27 日、約 180 日間を見ております。

提案理由であります。この案を提出するのは高規格救急自動車購入のために必要があるからでございます。

では、1 枚はねていただきまして、資料をごらんいただきたいと思います。

今回、整備予定の高規格救急自動車であります。標準的な救急資機材に薬剤救命士が使用する資機材を積載するとともに、有毒ガス検知器、非接触型赤外線体温計等を積載して隊員の安全確保を図ります。

また、駆動方式を 4 輪駆動にするとともに、車内での隊員の活動を容易にするため、車内空間も若干広がっております。

また、入札につきましては、2 社による指名競争入札を執行しましたところ、1 回目の入札で落札されず、2 回目の入札は 2 社ともに辞退をいたしましたので、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定によりまして、1 回目の最低入札価格業者との話し合いにより、随意契

約を行うものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（加賀 博君）

次に、議案第48号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者あり]

22番・永井千年議員。

○22番（永井千年君）

まず一つは、今入札の方法について、平たく言うと何か出来レースのような印象を非常に強く持ったんですが、再入札を行うと、業者を選定し直してもう一遍入札をやるというふうな判断はされなかったのかどうか。いつもいつもこういうやり方が出てくるようでは、非常にまずいと思うんですね、入札のあり方としては。その辺はどうなったかということです。

それから、ちょっと参考までに説明をいただきたいんですが、車両の本体価格やそれぞれここに書いてあるような装備、これについてはいわゆるメーカー指定というのか、性能だけでやっているのか、その性能を持つメーカーということでやっているのか、そのあたりそれぞれ当然確認はされているだろうと思いますが、どういうやり方でやられているのでしょうか、御説明ください。

○消防長（水野仁司君）

まず、入札が1回ということで、不成立に終わったわけでございますけれども、再度の入札ということになりますと、まずこの高規格救急自動車を製造・販売しているメーカーというのは、国内でもトヨタと日産の2社しかございません。外国製もあることはあるんですけれども、外国製につきましては故障も多く、故障した場合の物品の調達にも日にちがかかるということで指名から外してございます。したがって、こういう状況の中で再入札ということになりますと、消防界、こういった車両、特別の車両でございますので、改めて業者を選定するということが不可能かと思っておりますので、そういったことは考えておりません。

次に、この車両の価格、あるいは設備の装備につきましては、これは高規格救急自動車が製造されてもう10年以上たちますし、大体標準的な装備というのが決まっておりますので、特にこちらの方から艤装の関係で、使いやすい面については業者に注文をつけたりしますけれども、車両の性能につきましては特にそういったことの要望というものはしておりません。以上でございます。

○22番（永井千年君）

そうしますと、今回新たに艤装するそういう設備というのはなくて、従来どおり、この10年間ぐらいこの高規格救急自動車というのは同じ装備だというふうに考えられるわけでしょうか。

○消防長（水野仁司君）

いわゆる高度救命資機材というのは標準的な資機材を積載しておりますけれども、この更新する車両につきましては、ここにも記載してございますけれども、薬剤救命士が使用いたしま

す資機材を一部積載するというので、具体的に言いますと、静脈注射、いわゆる点滴注射を救命士ができるわけでございますけれども、さらに薬剤救命士につきましては、アドレナリンという強心剤を使用することができます。したがって、点滴の構造と申しますか、これを三方活栓にいたします。また、通常の救命士は着用しておりませんが、薬剤救命士が着用いたします救命士用のベスト、これも整備するというのでございます。以上です。

○議長（加賀 博君）

他に質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

9番・田中秀彦議員。

○9番（田中秀彦君）

入札の関連の質問なんですけど、第1回で2社、トヨタと日産と、これはつくっているのが2社しかないということで、2社の指名で入札をしたと。ただし不調に終わったということは、要するに予定価格よりも、具体的に言いますと高かったから不調に終わったと。そして、当時最低価格であった2,509万5,000円を随意で契約したという経緯であるわけですか。

それから、もう一つ、今稼働しておる、かえようとしている高規格救急車がございしますが、前の全協のときには私がどのように後の処理をするんですかということをお尋ねしたときに、廃車にするということでしたが、恐らくこういうのは非常に整備をして、買ったときにも非常に高い、あるいは非常に整備状況もいいということであれば、これをインターネットで公売するとか、あるいは外国に供用するとか、そのようなことは考えられないのかなと、こんなことも要望と申しますか、せつかくのあるものを廃車にするんじゃなくて、まだ十分使えるのであればそういうふうな使い方もあるのではないかと、この2点質問します。

○消防長（水野仁司君）

入札の結果につきましては、議員おっしゃるとおりでございます。1回目の入札、予定価格をそれぞれ上回ってございましたので落札ができなかったと。したがって、2回目辞退をいたしましたので、話し合いによる随契を行うということでございます。

続きまして、今現在稼働しております高規格救急車の処分についてというお尋ねでございますけれども、分署の救急車でありますけれども、走行距離がもう17万キロメートルぐらい走っておりますので、議員のおっしゃるようにならぬように改めて整備をして海外で使用していただくと、そのようなことは現在は考えておりません。よろしく申し上げます。

○議長（加賀 博君）

他にございませんか。

〔挙手する者あり〕

22番・永井千年議員。

○22番（永井千年君）

予定価格をちょっと聞き忘れましてので、教えてください。

○消防長（水野仁司君）

予定価格につきましては、2,510万9,700円でございます。

○22番（永井千年君）

先ほどの答弁で、第1回のときの最低価格をしたところと随契をやったと。第1回のときは予定価格を上回っていたということだろうと思うんだけど、今話を聞きますと予定価格をちょっと下回っているということなので、ちょっと説明が正確じゃないんじゃないかなと思ったので、その点だけちょっと説明ください。

○副市長（山田信行君）

こういった場合につきましては、先ほども消防長が申し上げましたように、地方自治法施行令の中の規定の根拠に基づきまして、第1回の入札額の低い方の業者と交渉いたしまして、予定価格におさまるような交渉をさせていただいた結果として、本日のこの契約金額になっておるわけです。これについては何ら問題ないと考えております。

○議長（加賀 博君）

他に質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第9・委員会付託の省略について

○議長（加賀 博君）

次に、日程第9・委員会付託の省略についてを議題といたします。

ただいま議題となりました議案第44号から議案第48号につきましては、本臨時会の会期が本日1日限りでございますので、会議規則第36条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第44号から議案第48号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・議案第44号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第10・議案第44号：愛西市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者あり〕

22番・永井千年議員。

○22番（永井千年君）

それでは、議案第44号：愛西市職員の給与に関する条例の一部改正についての反対討論を行

います。

質疑の中でも明らかになりましたが、今回の人事院の臨時勧告をそのまま受け入れた今回の職員給与条例の改正には、賛成しかねる多くの問題があると思います。

第1に、内需拡大による景気回復が求められているこの時期に、雇用拡大や暮らしの改善には極めて不十分で、大企業、大金持ち優遇の内容であります。一応そのための補正予算を今出して審議をしているということになっているはずなのに、一方でこの内需を冷やす一時金削減をあえて前倒しで行う道理というのはどこにもないというふうに考えます。もし勧告が実施されますと、関連労働者を含めて国全体で数千億円の影響があるとされています。本日の影響額の資料などでも明らかになっていますが、この大企業がない愛西市で、本日の示された影響額は地域経済への影響が特に大きいと思われます。そして、中小の地元企業などへの賃金削減のサイクルをつくり出すものになります。また、この地域の地域別最低賃金の改正にも影響する問題であると思います。

第2に、公務員は労働基本権が剥奪されているもとの、毎年民間の賃金を調べて8月に勧告を出して、年末の期末手当に反映をして、年間の調整が図られるルールで長年やってきたはずであります。今回、こうしたルールを無視して、自公政権の圧力に屈して史上初の臨時勧告を強行したことは、第三者性だとか専門性を持つ労働基本権の代償機関、中立機関としての役割を投げ捨てるものだと思います。

また第3に、この全体状況を正確に把握することは困難だとして、1ヵ月もかけない極めて短期間に大企業を中心とした、企業割合で13.5%、労働者の割合で19.7%にしかすぎない調査で今回の勧告を強行したこと、勧告から2週間余りできちんとした根拠もなく給与改正案が提出されたことに正当性はないと思います。

また、こうした正式な決定がないのに、国に全面的に迎合して、いち早く条例改正をやる市のやり方にも納得をできません。

以上の理由で、本条例案に反対をいたします。

○議長（加賀 博君）

他に反対討論ございませんか。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。次に賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第44号を採決いたします。

議案第44号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、この議案第44号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第11・議案第45号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第11・議案第45号：愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者あり]

6番・吉川三津子議員。

○6番（吉川三津子君）

先ほど職員の方は0.2ヵ月の減額ということで可決されました。しかし、今回提案されております議案第45号、議員の方の期末手当におきましては0.15ヵ月の減額ということで、やはり職員に見合った減額にすべきではないかというふうに考えておりますので、反対いたします。

○議長（加賀 博君）

他に反対討論ございませんか。

[発言する者なし]

なければ、次に賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第45号を採決いたします。

議案第45号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、議案第45号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第12・議案第46号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第12・議案第46号：愛西市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第46号を採決いたします。

議案第46号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第46号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第13・議案第47号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第13・議案第47号：愛西市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第47号を採決いたします。

議案第47号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第47号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第14・議案第48号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第14・議案第48号：高規格救急自動車購入契約の締結についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第48号を採決いたします。

議案第48号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第48号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加賀 博君）

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

閉会の前に市長から発言を求められておりますので、許可いたします。

○市長（八木忠男君）

一言お礼を申し上げます。

提案をさせていただきましたそれぞれの案件を慎重に審議をいただき、御決定をいただきましてありがとうございました。

あす、あさってであります。御案内が届いていると思います、消防団の観閲式を親水公園運動場の方で予定をしております。6月定例会の前の日曜日ということで大変恐縮でありますけれども、また御高覧いただけたらと思います。よろしく願いをいたします。本日はどうもありがとうございました。

○議長（加賀 博君）

これにて平成21年第4回愛西市議会臨時会を閉会といたします。

午前11時47分 閉会

この会議録は、会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

愛西市議会  
議長

加賀博

愛西市議会  
副議長

日永貴章

会議録署名議員  
第14番議員

近藤健一

会議録署名議員  
第15番議員

小沢照子